

～外来・訪問栄養食事指導の要点～

令和3年9月現在

I. 制度

医療保険・介護保険の対象となる管理栄養士の栄養食事指導

- **外来栄養食事指導料**(個別) 初回 260(250)点 2回目以降 200(190)点
栄養指導回数 初回の月は2回、その他の月は1回を限度
対象:特別食を必要とする患者、
がん患者、摂食・嚥下機能が低下した患者、低栄養状態にある患者
- **集団栄養食事指導料** 80点
対象:特別食を必要とする患者 15人以下 40分以上 月1回/患者
- **在宅患者訪問栄養食事指導料**(医療保険) 30分以上 月2回/患者
在宅患者訪問栄養食事指導料(530(510)・480(460)・440(420)点)
対象:特別食を必要とする患者、
がん患者、摂食・嚥下機能が低下した患者、低栄養状態にある患者
要件:患者または家族に食事の用意や摂取に関する具体的な指導
- **居宅療養管理指導/訪問栄養食事指導**(介護保険)30分以上 月2回/患者
介護予防居宅療養管理指導(544(524)・486(466)・443(423)単位) 要支援認定を受けている場合
居宅療養管理指導(544(524)・486(466)・443(423)単位) 要介護認定を受けている場合
医療機関の居宅療養管理指導事業所登録必要
※通院が困難で、継続的な管理・指導が必要な場合に適応

II. 申し込みの流れ

- ① 医療機関等から栄養指導食事指導**依頼書**の FAX 送信
- ② センターから受付済(担当管理栄養士決定)を返信
- ③ 管理栄養士は医療機関等に連絡をし、医師と事前に面談の上、**契約書**を交わす
栄養指導内容、日時などの必要な事項を調整する
※費用等の条件を確認
- ④ 医療機関等は栄養指導**指示・情報提供書**に必要事項を記入し、管理栄養士に渡す
- ⑤ 管理栄養士は指示に従い、**計画・報告書**(栄養指導記録・内容の要点・時間)を提出する
※医療機関は、給付請求し管理栄養士に報酬を支給する

III. 連携について

県栄養士会栄養ケア・ステーションの管理栄養士も算定できることになりました(指導料2)

- 業務委託契約:医療機関⇄(公社)石川県栄養士会いしかわ栄養ケア・ステーション